

鎌倉芸術館自動販売機設置事業仕様書

1 自動販売機設置場所

別紙鎌倉芸術館自動販売機設置場所一覧のとおりです。

2 設置期間

令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から令和 10 年（2028 年）3 月 31 日まで（36 か月）

3 開館日及び時間

毎年：1 月 4 日から 12 月 28 日まで

※毎月、数日間休館日があります。なお、毎年 9 月と 2 月に、4 日間ずつ施設の修繕のために休館とする予定です。

時間：午前 9 時から午後 10 時まで

4 支払金額

（1）設置場所貸付額

入札により決定した額とする。

（2）その他経費（設置事業者負担分）

ア 自動販売機の設置及び撤去に係る費用

※自動販売機設置に関わる電源の設置費用については、鎌倉市の負担とする。

イ 自動販売機の設置に関わる電気料金

※設置事業者の負担にて各自販機に子メーターを設置し、鎌倉市が子メーターの数値を基に算出した金額とする。

5 設置に関する注意事項

（1）設置について

自動販売機は、安全を考慮し、指定の場所へ設置すること。なお、設置時は、アンカー止めは不可とする。

（2）耐震対策（転倒防止対策）

自動販売機の設置に当たっては、耐震対策を施すこと。その際、できる限り躯体に負担がかからない方法で設置すること。

（3）連絡先の明記

設置自動販売機には、必ず緊急連絡先を明記し、自動販売機単体及び付属品、商品等に関する苦情等は設置事業者にて対応すること。

（4）商品・機種等の盗難・破損

賃貸人は、賃貸人の責によることが明らかな場合を除き、自動販売機に係る盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。

また、賃借人は、自動販売機が毀損、汚損又は盗難等により紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧に係る経費は、賃借人が負担するものとする。

（5）デザインについて

周辺環境に配慮したユニバーサルデザイン、外観色とする。なお、対象等の詳細は、

別紙鎌倉芸術館自動販売機設置場所一覧のとおりです。

(6) 機種交換

自動販売機の機種の交換等を行う場合は、あらかじめ鎌倉市に申し出たうえで、承諾を受けることとする。

6 販売について

(1) 容器及び販売品目について

容器は、ペットボトル以外の容器とする。

販売品目は、水、お茶、コーヒー、紅茶、炭酸飲料、スポーツドリンク、乳製品飲料、各種ジュース類の飲料とする。酒類の販売は行わないこと。

なお、販売品目については、必要に応じて賃貸人と協議を行うこと。

(2) 販売価格について

メーカー希望小売価格より高い価格で販売しないこと。

(3) 商品の補充について

定期的に補充すること。

(4) 回収ボックスの設置について

自動販売機設置に関して、設置事業者は販売する容器の回収を行うこと。また、回収時は、種類別に分別できるよう空容器回収箱を数台設置し、定期的に回収し、原則資源化を行うこと。

(5) 節電について

比較的電力需要の少ない時間帯の電気を使用して自販機内の飲料を冷やし込み、需給が高まる時間帯には冷却運転を停止するピークカット機能を有した機種とし、節電に取り組むこと。また、自動販売機照明は、LED又は消灯等により消費電力量の低減をはかること。

(6) 食品衛生について

商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すこと。また、消費期限及び賞味期限についても随時確認すること。

7 特記事項

(1) 災害救援ベンダー

災害発生時に、賃貸人が飲料の提供を必要と判断した場合には、賃借人が設置した自動販売機内の全ての飲料を無償で提供できるようにすること。

(2) フロン対策

ノンフロン対応機又はオゾン破壊係数ゼロの環境に配慮したフロンを使用した機種とすること。

(3) 電子マネー対応

交通系電子マネー、その他電子マネー及びQRコード決済など多くの電子マネー決済に対応すること。

(4) 報告書の提出

毎年5月末日までに、前年度の商品の売上本数及び月ごとの売上金額等について、鎌

倉市へ販売実績報告書（任意の書式）を提出すること。

なお、販売実績報告書の内容については、次回以降の入札の参考資料として公表する場合がある。

（５）損害について

周辺環境の変化等により、売上金額及び販売数が減少した場合において、賃貸人に一切の責はないものとする。

８ その他

（１）消費税額及び地方消費税額が変更になる場合は、販売品の価格増減については賃借人の判断に委ねることとする。

（２）修繕等に伴い、鎌倉芸術館の全部を休館する場合は、鎌倉市は事前に設置事業者へ通知することとする。